

# AMT/NEWSLETTER

## Banking & Finance - Insurance

2025年3月25日

### 保険業法の改正案について

弁護士 村井 恵悟 / 弁護士 津江 紘輝 / 弁護士 高野 聖也

監修 弁護士 出張 智己 / 弁護士 福田 直邦

#### Contents

- I. 「保険業法の一部を改正する法律案」の概要
- II. 顧客本位の業務運営の徹底
  - 1. 大規模乗合代理店に対する体制整備義務の強化等
  - 2. 保険会社に対する体制整備義務の強化
- III. 健全な競争環境の実現
  - 1. 保険会社による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止
  - 2. 保険仲立人の不祥事件に関する届出義務の新設
- IV. 今後の改正スケジュール

#### I. 「保険業法の一部を改正する法律案」の概要

損害保険市場における保険金不正請求事案<sup>1</sup>や保険料調整行為事案<sup>2</sup>の発生を受け、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)が設置され、2024年3月26日から計4回の討議が行われた。そして、同年6月25日に、有識者会議において有識者から提示された主な意見を整理した「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書(以下「有識者会議報告書」という。)<sup>3</sup>が公表された。

有識者会議報告書において、「法律改正が必要と考えられる論点については、(中略)今後、金融審議会の開催も視野に、金融庁を中心に必要な対応が行われることを期待したい。」と提言されていたことを受け、金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」(以下「損害保険業等WG」という。)が設置された。その後、2024年9月27日から計6回の討議を経て、同年12月25日に、損害保険業等WGの審議の結果をまとめた「損害保険業等に関する

<sup>1</sup> 概要については、有識者会議第1回事務局説明資料(<https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo/siryou/20240326/siryou2.pdf>)2~7頁及び損害保険業等WG第2回事務局説明資料([https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo\\_wg/siryou/20241016/1.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/siryou/20241016/1.pdf))9~10頁参照。

<sup>2</sup> 概要については、有識者会議第1回事務局説明資料(<https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo/siryou/20240326/siryou2.pdf>)8~11頁参照。

<sup>3</sup> <https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo/houkokusyo.pdf>

制度等ワーキング・グループ」報告書(以下「損害保険業等 WG 報告書」という。)<sup>4</sup>が公表された<sup>5</sup>。

これらの報告書による提言の主な内容及び予想される今後の改正等<sup>6</sup>を示した一覧は以下のとおりである。ただし、今後の改正動向次第で流動的な部分があり得る点は留意いただきたい。

提言項目		提言箇所	改正箇所
顧客本位の業務運営の徹底	大規模乗合代理店に対する体制整備義務の強化等 ・規制の対象となる大規模乗合代理店の特定 ・保険金関連事業(自動車修理業等の、保険金から修理費等の支払いを受けることで利益を得られる事業をいう。以下同じ。)を兼業する大規模乗合代理店への対応 ・大規模乗合代理店に求める体制整備のあり方等 ・大規模乗合代理店以外に関する事業報告書の記載項目の拡充	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	法律・政令・府令・保険会社向けの総合的な監督指針(以下「監督指針」という。) <sup>7</sup> ・協会ガイドライン等 <sup>7</sup>
	乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	府令・監督指針・協会ガイドライン等 <sup>8</sup>
	保険会社による指導等の実効性の確保等	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	法律・府令(・監督指針)・協会ガイドライン等 <sup>9</sup>
	損害保険分野における自主規制のあり方の整理	有識者会議報告書	協会ガイドライン等 <sup>10</sup>

4 [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20241225/1.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20241225/1.pdf)

5 損害保険業等 WG 報告書に関する詳しい内容は、当事務所のニュースレター(2025年1月31日号)を参照されたい。

6 一般社団法人日本損害保険協会(以下「損保協会」という。)により、ガイドラインの策定予定等が「お客さま・社会からの信頼回復に関する損保協会の取組み」と題するウェブサイト(<https://www.sonpo.or.jp/news/shinrai/index.html>)(以下「損保協会特設サイト」という。)において公表されている。なお、本ニュースレターの本文記載の一覧に示した取組みの他、損保協会は、個人情報保護法等遵守態勢の整備のための会員会社向けコンプライアンスセミナーの開催(継続実施予定)等をしている。

7 損保協会により、2024年12月、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)が公表されている。

[https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34i0i0000005bfu-att/241226\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34i0i0000005bfu-att/241226_01.pdf)

[https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/pdf/tuiho\\_202412.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/pdf/tuiho_202412.pdf)

また、損保協会特設サイトによれば、損保協会は、「兼業代理店向けの利益相反管理方針(ひな型)を策定する」ことを検討中であるとのことである。

8 損保協会により、2024年12月、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)が公表されている。

[https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34i0i0000005bfu-att/241226\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34i0i0000005bfu-att/241226_01.pdf)

[https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/pdf/tuiho\\_202412.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/pdf/tuiho_202412.pdf)

また、損保協会により、2024年12月、「自動車保険のご加入時に知っておきたいポイント」と題するウェブサイトが公表されている。

<https://www.sonpo.or.jp/insurance/car/point.html>

9 損保協会により、2023年11月、「損害保険の保険金支払いに関するガイドライン」の改訂版が公表されている。

[https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34i0i0000000e64-att/231130\\_03.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34i0i0000000e64-att/231130_03.pdf)

[https://www.sonpo.or.jp/about/guideline/ev7otb0000000cjp-att/shiharai\\_guideline.pdf](https://www.sonpo.or.jp/about/guideline/ev7otb0000000cjp-att/shiharai_guideline.pdf)

また、損保協会により、2024年9月、「修理工場向け写真撮影手引」が公表されている。

[https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34i0i0000003yy6-att/240919\\_05.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34i0i0000003yy6-att/240919_05.pdf)

[https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/240919\\_chirashi\\_2.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/240919_chirashi_2.pdf)

このほか、損保協会特設サイトによれば、損保協会は、2025年2月、事故車の査定を実施するアジャスター向けに不正請求に関する知見を高めるための研修動画の提供を開始した。

10 損保協会特設サイトによれば、損保協会は、「第三者評価機関を設立・運営し、中立的な第三者による代理店業務品質評価を実施する」ことを検討中とのことであり、損保協会により、2024年12月、「代理店業務品質に関する評価指針」(案)が公表されている。

	理(保険代理店の業務品質の第三者評価枠組み等)	損害保険業等 WG 報告書	※自主規制機関の設置は見送り
	代理店手数料ポイント制度	有識者会議報告書	協会ガイドライン等 <sup>11</sup>
	保険代理店等に対する便宜供与の適正化	有識者会議報告書	監督指針、協会ガイドライン等 <sup>12</sup>
	保険代理店への出向等の適正化	有識者会議報告書	協会ガイドライン等 <sup>13</sup>
	入庫紹介の適正化	有識者会議報告書	協会ガイドライン等 <sup>14</sup>
健全な競争環境の実現	共同保険のビジネス慣行の適正化	有識者会議報告書	協会ガイドライン等 <sup>15</sup> ・公正取引委員会 <sup>16</sup>
	独占禁止法等遵守のための適切な法令等遵守態勢の確立	有識者会議報告書	(監督指針・)協会ガイドライン等 <sup>17</sup>

[https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34l0i00000057s5-att/241220\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34l0i00000057s5-att/241220_01.pdf)

[https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/pdf/241220\\_betsu\\_3.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/pdf/241220_betsu_3.pdf)

- 11 損保協会により、2024年9月、「代理店手数料ポイント制度に関する基本的な考え方」が公表されている。

[https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34l0i0000003yw2-att/240919\\_04.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34l0i0000003yw2-att/240919_04.pdf)

[https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/240919\\_chirashi\\_1.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/240919_chirashi_1.pdf)

- 12 損保協会により、2024年12月、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)が公表されている。

[https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000005bfu-att/241226\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000005bfu-att/241226_01.pdf)

[https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/pdf/tuiho\\_202412.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/pdf/tuiho_202412.pdf)

また、損保協会特設サイトによれば、損保協会は、「保険会社向けの便宜供与にかかるガイドラインを新たに策定すること及び「損保協会に過度な便宜供与にかかる通報窓口を新たに設置すること」を検討中であるとのことである。

- 13 損保協会により、2024年9月、「損害保険会社からの出向者派遣に係るガイドライン」が公表されている。

[https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34l0i0000003yrf-att/240919\\_02.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34l0i0000003yrf-att/240919_02.pdf)

[https://www.sonpo.or.jp/about/pdf/syukousya\\_guideline.pdf](https://www.sonpo.or.jp/about/pdf/syukousya_guideline.pdf)

- 14 損保協会により、2023年11月、「損害保険の保険金支払いに関するガイドライン」の改訂版が公表されている。

[https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34l0i0000000e64-att/231130\\_03.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34l0i0000000e64-att/231130_03.pdf)

[https://www.sonpo.or.jp/about/guideline/ev7otb0000000cjp-att/shiharai\\_guideline.pdf](https://www.sonpo.or.jp/about/guideline/ev7otb0000000cjp-att/shiharai_guideline.pdf)

- 15 損保協会特設サイトによれば、損保協会は、「お客さまの意向に沿った対応がなされるよう、新たにアレンジャー方式およびディファレンシャル方式の手順書を策定すること」を検討中であるとのことである。

- 16 公正取引委員会により、2024年10月、「共同保険に係る独占禁止法上の留意点等について」が公表され、独占禁止法遵守の周知徹底について金融庁及び損保協会に対して要請が発出されている。これを受けて、損保協会は、2024年10月、「【協会長コメント】公正取引委員会からの要請を受けての対応について」を公表している。

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241031\\_shinsa.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241031_shinsa.html)

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241031\\_shinsa\\_betten1.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241031_shinsa_betten1.pdf)

[https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34l0i0000004qka-att/241031\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34l0i0000004qka-att/241031_01.pdf)

- 17 損保協会特設サイトによれば、損保協会により以下の各種施策が講じられているが、監督指針等の改正が行われる可能性も考えられる。

2023年12月、「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」の改訂

[https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34l0i0000000jfi-att/231215\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34l0i0000000jfi-att/231215_01.pdf)

[https://www.sonpo.or.jp/about/guideline/ev7otb0000000cjp-att/action\\_dokkinho.pdf](https://www.sonpo.or.jp/about/guideline/ev7otb0000000cjp-att/action_dokkinho.pdf)

2024年2月、「募集コンプライアンスガイド」を改定」の改訂

[https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2023/g34l0i0000001jak-att/240227\\_02.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2023/g34l0i0000001jak-att/240227_02.pdf)

[https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2023/pdf/boshuguide\\_202402.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2023/pdf/boshuguide_202402.pdf)

2024年3月、「保険契約引受にかかる独占禁止法上の留意点」の公表

[https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34l0i0000001vc4-att/240306\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34l0i0000001vc4-att/240306_01.pdf)

<https://www.sonpo.or.jp/about/pdf/dokusen.pdf>

2024年11月、独占禁止法の遵守に向けた会員会社向けのセミナーの開催(継続実施予定)

[https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000004sld-att/241108\\_02.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000004sld-att/241108_02.pdf)

2024年11月、会員会社のガバナンス態勢強化に向けた、内部監査に関する会員会社向けのセミナーの開催

[https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000004qbh-att/241108\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000004qbh-att/241108_01.pdf)

2024年12月、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)の公表

	政策保有株式の縮減	有識者会議報告書	(監督指針 <sup>18</sup> ・)協会ガイドライン等 <sup>19</sup>
	損害保険会社における態勢の確保 ・ 適切な営業推進態勢の確保 ・ 適切な保険引受管理態勢の確保	有識者会議報告書	— <sup>20</sup>
	保険仲立人の活用促進 ・ 媒介手数料の受領方法及び保証金制度の見直し ・ 保険代理店等との協業の見直し ・ 海外直接付保における保険仲立人の活用 ・ 保険仲立人の不祥事件の届出義務の新設	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	法律・政令・府令・監督指針
	保険会社による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	法律・府令・監督指針・協会ガイドライン等 <sup>21</sup>
	企業内代理店に関する規制の再構築 ・ 特定契約比率規制の見直し ・ 保険仲立人への特定契約比率規制の適用 ・ 「特別の利益の提供」の禁止の観点からの適正化	有識者会議報告書 損害保険業等 WG 報告書	監督指針・協会ガイドライン等 <sup>22</sup>
	火災保険の赤字構造の改善等 ・ 企業向け損害保険商品のモニタリングの高度化 ・ 火災保険参考準率の算出方法の見直し ・ 参考準率算出及び標準約款作成の対象となる保険種目の拡大	損害保険業等 WG 報告書	(監督指針・)損害保険料率算出機構

2025年3月7日、損害保険業等WG報告書における提言を受けて、保険業法の一部を改正する法律案<sup>23</sup>(以下「改正保険業法案」という。)が第217回国会に提出された。改正保険業法案は、損害保険業等WG報告書における提言のうち、法律改正が必要とされた内容を反映したものであり、改正保険業法案の説明資料(以下単に「説明資料」という。)<sup>24</sup>及び法律案要綱<sup>25</sup>によれば、有識者会議及び損害保険業等WGを通じて一貫して掲げられてきた「顧客本位の

[https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000005bfu-att/241226\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000005bfu-att/241226_01.pdf)

[https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/pdf/tuiho\\_202412.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/pdf/tuiho_202412.pdf)

18 現時点で改正の動きはないが、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-1-2(2)には政策保有株式に関する記載があるため、今後、当該監督指針の記載が改正される可能性があるように思われる。

19 損保協会により、2024年9月に、「政策保有株式に係るガイドライン」が公表されている。

[https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34l0i0000003ynm-att/240919\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/release/2024/g34l0i0000003ynm-att/240919_01.pdf)

[https://www.sonpo.or.jp/about/pdf/seisaku\\_guideline.pdf](https://www.sonpo.or.jp/about/pdf/seisaku_guideline.pdf)

20 有識者会議報告書において提言された「適切な営業推進態勢の確保」及び「適切な保険引受管理態勢の確保」に関する改正も今後進められる可能性があると考えられるが、どのような改正が行われるかは明らかではない。

21 損保協会により、2024年12月、「募集コンプライアンスガイド」(追補版)が公表されている。

[https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000005bfu-att/241226\\_01.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/g34l0i0000005bfu-att/241226_01.pdf)

[https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/pdf/tuiho\\_202412.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2024/pdf/tuiho_202412.pdf)

22 損保協会特設サイトによれば、損保協会は、「保険代理店経由で契約情報を取得する際の同意書フォーム(ひな型)を策定すること」を検討中とのことである。

23 <https://www.fsa.go.jp/common/diet/217/01/houritsuanriyuu.pdf>

<https://www.fsa.go.jp/common/diet/217/01/shinkyuu.pdf>

24 <https://www.fsa.go.jp/common/diet/217/01/setsume.pdf>

25 <https://www.fsa.go.jp/common/diet/217/01/youkou.pdf>

業務運営の徹底」及び「健全な競争環境の実現」という二軸の下、以下の内容から構成されている。

**【顧客本位の業務運営の徹底】**

- ① 大規模乗合代理店に対する体制整備義務の強化等
- ② 保険会社に対する体制整備義務の強化

**【健全な競争環境の実現】**

- ③ 保険会社による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止
- ④ 保険仲立人の不祥事件に関する届出義務の新設

ただし、改正保険業法案では未だ細目は定められていないため、具体的な内容に関しては、今後、政令・内閣府令や監督指針において詳らかにされると考えられる。以下の表は、改正保険業法案の概要と、予想される、改正保険業法案が委任する政令・内閣府令及び監督指針における改正事項の一覧である。ただし、今後の改正動向次第で流動的な部分があり得る点は留意いただきたい。

改正保険業法案の概要		政令・内閣府令及び監督指針の改正事項
大規模乗合代理店に対する体制整備義務の強化等	<p>特定大規模乗合損害保険代理店(後述)に対し、業務運営に関する以下の義務を規定(改正保険業法案 294 条の 4)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険募集の業務を行う営業所又は事務所ごとに、法令等遵守責任者を設置すること(同条 1 号)</li> <li>• 本店又は主たる事務所に、統括責任者を設置すること(同条 2 号)</li> <li>• 保険募集の業務に係る外部からの苦情の適切かつ迅速な処理を行う体制を整備すること(同条 3 号)</li> <li>• その他内閣府令で定める措置(同条 5 号)</li> </ul>	<p>特定大規模乗合損害保険代理店の要件として次の二つを内閣府令に委任。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 各事業年度における所属保険会社等から保険募集の業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価の額</li> <li>• その他内閣府令で定める要件</li> </ul> <p>左記の措置の詳細については、内閣府令に委任(改正保険業法案 294 条の 4 柱書、同条3号)。</p> <p>改正保険業法案 294 条の 4 第 5 号が委任する内閣府令により、内部通報や内部監査体制の構築等が求められる。</p>
	<p>保険募集の業務以外の業務を兼業する特定大規模乗合損害保険代理店に対してはさらに、以下の業務運営に関する義務を規定(改正保険業法案 294 条の 4 第 4 号)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険金の支払に不当な影響を及ぼさないよう、兼業業務を適切に監視する体制整備義務(同号イ)</li> <li>• 保険募集の業務以外の業務に係る苦情を受け付けるための体制整備等の外部からの苦情の適切かつ迅速な処理を行う体制の整備(同号ロ)</li> <li>• その他内閣府令で定める措置(同条 5 号)</li> </ul>	<p>大規模な乗合生命保険代理店に対しても左記と同じ義務が追加される(政令)。</p> <p>内閣府令においてどのような規定がなされるかは、現時点では明らかではないが、以下が内閣府令に規定されることが予想される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険金関連事業を兼業する全ての委託先保険代理店について、不当なインセンティブにより顧客の利益又は信頼を害するおそれのある取引を特定し、それを適切に管理する方針を策定・公表すること</li> <li>• 保険会社について、「特定大規模乗合損害保険代理店」へ業務を委託する際の業務委託に関する方針を策定することや、「特定大規模乗合損害保険代理店」の法令等遵守態勢等を検証するための管理</li> </ul>

		責任者の設置 等
		大規模な乗合生命保険代理店に対しても左記と同じ義務が追加される(政令) <sup>26</sup> 。
保険会社に対する体制整備義務の強化	兼業特定保険募集人(後述)の取引により保険会社の顧客の利益が不当に害されることを防止するため、保険会社、外国保険会社等及び保険持株会社に対して、業務の適切な管理その他の必要な体制整備を行う義務を規定(改正保険業法案 100 条の 2 の 2 第 1 項、193 条の 2、271 条の 21 の 3)。	以下の項目等が規定される(内閣府令)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 体制整備に疑義がある兼業代理店に対する支払査定<sup>26</sup>の厳格化</li> <li>• 保険金支払管理部門と営業部門の適切な分離 等</li> </ul>
保険会社による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止	保険契約の締結等に関する禁止行為に関して、その対象者及び対象となる行為について、以下の項目を追加(改正保険業法案 300 条 1 項 5 号)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 対象者として、保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者</li> <li>• 対象となる行為として、物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないものの提供等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「密接な関係を有する者」として、グループ企業等が規定される(内閣府令)。</li> <li>• どのような便宜供与が禁止対象に該当するのかを明確化(監督指針)。</li> </ul> <p>なお、保険代理店に対する過度な便宜供与の禁止については、監督指針の改正により対応。</p>
保険仲立人の不祥事件に関する届出義務の新設	保険仲立人に関する変更等の届出義務の対象につき、内閣府令で定めるときを追加(改正保険業法案 290 条)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 不祥事件に関する届出義務を規定(内閣府令)。</li> </ul>

以下では、損害保険業等 WG 報告書の提言が改正保険業法案にどのような形で盛り込まれたのか、ということに焦点を当てて、その概要を解説する。

## II. 顧客本位の業務運営の徹底

損害保険業等 WG 報告書では、「今般の保険金不正請求事案においては、損害保険会社が、自社に大きな収益をもたらす一部の大規模な乗合保険代理店(中略)との関係が悪化することによる営業上の影響を懸念するあまり、こうした保険代理店に対して適切な教育・管理・指導(中略)を行っていなかったという、自社の利益を顧客より優先する慣行」によって、次のような問題が発生したことが指摘されていた(損害保険業等 WG 報告書 4 頁)。

- 自動車修理業等の、保険金から修理費等の支払いを受けることで利益を得られる事業を兼業する大規模乗合代理店について、損害保険会社が査定の簡略化を行い、これによって同事業における不正な修理費等の請求に対する過大な保険金の支払いを許すこととなった。
- 大規模乗合代理店において、保険募集に当たっての重要事項説明を行っていないなど、違法又は不適切な保険募集が行われた。

以下では、上記を踏まえて損害保険業等 WG 報告書において提言された内容と改正保険業法案の内容を比較しつつ、改正保険業法案の概要を解説する(以下の表における下線部分は、損害保険業等 WG 報告書において提言された内容のうち、改正保険業法案により対応されている事項である。)

<sup>26</sup> 説明資料 1～2 頁によれば、「生命保険代理店に対しても、政令において上記と同じ措置を規定する予定」、「特に大規模な乗合生命保険代理店に対しても、政令において同じ義務を追加する予定」とされているが、具体的にどのような業務を兼業する乗合生命保険代理店が対象となるかは明らかではない。

## 1. 大規模乗合代理店に対する体制整備義務の強化等

提言の内容	改正保険業法案の内容
<b>【大規模乗合代理店に対する体制整備義務の強化】</b>	
<p>① 事業報告書の提出等が義務付けられている規模が大きい乗合代理店(保険業法 303 条、同法施行規則 236 条の 2)<sup>27</sup>のうち、一定規模以上の保険代理店(以下、本表「提言の内容」中において「特定大規模乗合保険募集人」という。)に対し、以下のような体制整備義務等を課す(損害保険業等 WG 報告書 4～7 頁)<sup>28</sup>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>営業所又は事務所ごとに、法令等遵守責任者を設置すること</u></li> <li>• <u>本店又は主たる事務所に、統括責任者を設置すること</u></li> <li>• 法令等遵守責任者及び統括責任者に一定の資格要件を求め、またそのための試験制度を新設すること</li> <li>• 保険募集指針の策定・公表・実施をすること</li> <li>• <u>苦情処理・内部通報に関する体制を整備すること</u></li> <li>• 独立した内部監査部門を設置する等、内部監査体制を強化すること</li> <li>• 保険会社が保険代理店に係る不祥事件届出書を当局に提出した場合、同保険代理店自身が、同不祥事件届出書に係る情報を他の所属保険会社等に通知すること</li> </ul> <p>② 「特定大規模乗合保険募集人」に対しては、当局による定期的なヒアリング等を通じたモニタリングにより、上記体制整備の実効性を確保する(損害保険業等 WG 報告書 4 頁)。</p>	<p>● 損害保険業等 WG 報告書で提言されていた「特定大規模乗合保険募集人」が、改正保険業法案においては「特定大規模乗合損害保険代理店」と定義され、「特定大規模乗合損害保険代理店」に対して、業務運営に関する以下の措置を講ずべき義務が課される(改正保険業法案 294 条の 4)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険募集の業務を行う営業所又は事務所ごとに法令等遵守責任者<sup>29</sup>を設置すること(同条 1 号)</li> <li>• 本店又は主たる事務所に統括責任者<sup>30</sup>を設置すること(同条 2 号)</li> <li>• 保険募集の業務に係る苦情を受け付けるための体制整備、当該苦情の処理に関する記録の作成・保存等の、苦情の適切かつ迅速な処理を確保するために必要な措置として内閣府令で定める措置(同条 3 号)</li> <li>• その他内閣府令で定める措置(同条 5 号)</li> </ul>

<sup>27</sup> 2022 年度においては 450 社程度、2023 年度においては 500 社程度存在している(損害保険業等 WG 報告書 5 頁及び同頁脚注 5)。

<sup>28</sup> かかる提言にあたっては、銀行等が保険商品の窓口販売を行うにあたって法令等遵守責任者及び統括責任者の設置(保険業法施行規則 212 条 2 項 3 号、212 条の 2 第 2 項 3 号及び 212 条の 4 第 2 項 3 号、監督指針Ⅱ-4-2-6-8)、並びに保険募集指針の策定・公表・実施(保険業法施行規則 212 条 2 項 2 号、212 条の 2 第 2 項 2 号及び 212 条の 4 第 2 項 2 号、監督指針Ⅱ-4-2-6-3)等が求められていることが参考にされていると思われる。ただし、かかる法令等遵守責任者及び統括責任者の配置は、損害保険業等 WG 報告書における提言と異なり、特定の資格取得者の配置を要件とするものではないと解されている(2007 年 12 月 21 日付け『『保険会社向けの総合的な監督指針』の一部改正について』別紙 1(<https://www.fsa.go.jp/news/19/hoken/20071221-1/02/01.pdf>) 22 頁 1～3 番回答参照)。

<sup>29</sup> 「法令等遵守責任者」は、改正保険業法案では、「当該営業所又は事務所において保険募集の業務を行う役員又は使用人に対し、これらの者が法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。(中略))を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行う者」と定義されている(改正保険業法案 294 条の 4 第 1 号)。

<sup>30</sup> 「統括責任者」は、改正保険業法案では、「法令等遵守責任者を指揮するとともに、特定大規模乗合損害保険代理店の役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行う者」と規定されている(改正保険業法案 294 条の 4 第 2 号)。

<p>③「特定大規模乗合保険募集人」に対する上記体制整備義務の潜脱防止等の観点から、「特定大規模乗合保険募集人」以外に対しても、規模が大きい乗合代理店に提出が義務付けられている事業報告書の記載項目を拡充するとともに、当局による機動的なリスクベースのモニタリングを行う(損害保険業等 WG 報告書 5 頁)。</p>	
<b>【保険金関連事業を兼業する大規模乗合代理店への対応】</b>	
<p>①「特定大規模乗合保険募集人」のうち保険金関連事業を兼業する者に対しては、上記体制整備の一環として、以下を求める(損害保険業等 WG 報告書 6 頁)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 不当なインセンティブにより顧客の利益又は信頼を害するおそれのある取引の特定</li> <li>• 上記取引を適切に管理する方針の策定・公表</li> <li>• 不当なインセンティブにより顧客の利益又は信頼を害することを防止するための体制整備</li> </ul> <p>② 保険金関連事業を兼業する全ての保険代理店に関しても、以下が提言されている(損害保険業等 WG 報告書 6 頁)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 監督指針において、不当なインセンティブによる顧客の利益又は信頼を不当に害することの防止が重要であるとの理念を明確化</li> <li>• 「顧客本位の業務運営に関する原則」(特に原則 3「利益相反の適切な管理」)の周知を改めて図り、同原則の理念を踏まえ、その規模や業務特性に応じた自主的な取組みを促す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特定大規模乗合損害保険代理店のうち、「保険募集の業務以外の業務」<sup>31</sup>を兼業する兼業特定保険募集人(改正保険業法案 100 条の 2 の 2 第 2 項)に対して、業務運営に関する以下の措置を講ずべき義務が課される(改正保険業法案 294 条の 4 第 4 号)。</li> <li>• その行う「保険募集の業務以外の業務」(保険金の支払の請求に関するものに限る。以下同じ。)が保険金の支払に不当な影響を及ぼさないよう、「保険募集の業務以外の業務」を適切に監視することその他の当該特定大規模乗合損害保険代理店が行う「保険募集の業務以外の業務」により当該特定大規模乗合損害代理店又はその所属保険会社等が行う保険関連業務<sup>32</sup>に係る顧客の利益が不当に害されることを防止するために必要な措置として内閣府令で定める措置(改正保険業法案 294 条の 4 第 4 号イ)</li> <li>• その行う「保険募集の業務以外の業務」に係る苦情を受け付けるための体制整備、当該苦情の処理に関する記録の作成・保存、その他の当該特定大規模乗合損害保険代理店が行う「保険募集の業務以外の業務」に係る苦情の適切かつ迅速な処理を確保するために必要な措置として内閣府令で定める措置(同号ロ)</li> <li>• その他内閣府令で定める措置(同条 5 号)</li> </ul>

### (1) 「特定大規模乗合損害保険代理店」の定義

改正保険業法案 294 条の 4 柱書は、「特定大規模乗合損害保険代理店」を「損害保険代理店のうち、二以上の所属保険会社等を有する法人であって各事業年度における所属保険会社等から保険募集の業務に関して受領した手数料、報

<sup>31</sup> 当該業務の対価にその所属保険会社等から保険契約に基づき支払われる保険金が充てられる業務であって当該保険金の支払に不当な影響を及ぼすおそれがある業務として内閣府令で定めるものに限られている(改正保険業法案 100 条の 2 の 2 第 2 項)。

<sup>32</sup> 「保険関連業務」とは、保険業法「第九十七条、第九十八条及び第九十九条(これらの規定を第九十九条において準用する場合を含む。)」の規定並びに他の法律により保険会社又は外国保険会社等が行うことができる業務」と定義されている(改正保険業法案 100 条の 2 の 2 第 1 項)。これは、保険業法施行規則 53 条の 13 が、現行の保険業法 102 条の 2 の 2 第 1 項の委任を受けて「保険会社が行うことができる業務」と定義していた「保険関連業務」を修正の上で規定したものと考えられる。



酬その他の対価の額が内閣府令で定める額以上であることその他内閣府令で定める要件に該当するもの」と定義している。

損害保険業等 WG 報告書においては、事業報告書の提出等が義務付けられている規模が大きい乗合代理店(保険業法 303 条、同法施行規則 236 条の 2)のうち一定規模以上の保険代理店を、体制整備義務の強化の対象とする旨が提言されており(損害保険業等 WG 報告書 5 頁)、「保険代理店としての主たる売上である、保険募集の業務に関してその所属保険会社等から受け取る手数料収入額が、保険代理店としての活動の程度を表していると考えられることから、これを定量的基準として用いることが適切である」と提言されていた(損害保険業等 WG 報告書 5 頁)。上記の「特定大規模乗合損害保険代理店」の定義は、かかる提言内容を反映したものであるが、詳細は内閣府令に委任されていることから、今後公表される内閣府令にも注視が必要である。

## (2) 法令等遵守責任者及び統括責任者の資格要件

改正保険業法案には表れていないが、損害保険業等 WG 報告書 6～7 頁において、法令等遵守責任者及び統括責任者に一定の資格要件を求め、そのための試験制度を新設することが提言されていたため、今後新設される当該試験制度の詳細にも注視が必要である<sup>33</sup>。

## (3) 内閣府令で定められる体制整備義務の内容

改正保険業法案 294 条の 4 第 5 号は、「その他内閣府令で定める措置」として、「特定大規模乗合損害保険代理店」に課される体制整備義務の一部を内閣府令に委任している。説明資料 2 頁によれば、内閣府令では、損害保険業等 WG 報告書 7 頁で提言されていた、内部通報や内部監査体制の構築が定められる予定である。

もっとも、損害保険業等 WG 報告書 7 頁では、保険募集指針の策定・公表・実施をすることや、保険会社が保険代理店に係る不祥事件届出書を当局に提出した場合、同保険代理店自身が、同不祥事件届出書に係る情報を他の所属保険会社等に通知することについても提言されていたため、これらの措置についても内閣府令で定められる可能性が考えられる。

## (4) 「兼業特定保険募集人」の定義及び上乗せされる体制整備義務の内容

「特定大規模乗合損害保険代理店」のうち、「兼業特定保険募集人」については、改正保険業法案 294 条の 4 第 4 号により、体制整備義務が上乗せされている。

「兼業特定保険募集人」は、保険業法 276 条に規定する特定保険募集人のうち、保険業法 294 条の 3 第 1 項に規定する保険募集の業務<sup>34</sup>以外の業務(当該業務の対価にその所属保険会社等から保険契約に基づき支払われる保険金が充てられる業務であって当該保険金の支払に不当な影響を及ぼすおそれがある業務として内閣府令で定めるものに限る。)を行う者と定義されている(改正保険業法案 100 条の 2 の 2 第 2 項)。これは、保険金関連事業(自動車修理業等の、保険金から修理費等の支払いを受けることで利益を得られる事業)を兼業する保険募集人を想定したものである<sup>35</sup>。

「兼業特定保険募集人」が講ずべき、保険募集の業務以外の業務(保険金の支払の請求に関するものに限るとされている点に留意が必要である。)による弊害防止の措置及び苦情処理のための措置の詳細は、内閣府令に委任されている。

<sup>33</sup> 損保協会特設サイトによれば、損保協会は、「募集人向けの法令等遵守責任者資格を新たに創設する」ことを検討中であるほか、「損保協会が運営する募集人資格制度の高度化に向けて、継続教育の観点で制度の充実を図る」とこと及び「損保協会が運営する募集人資格制度の厳格化に向けて、損害保険を販売するために必要となる損保一般試験の難易度を見直す」ことを検討中であるとのことである。

<sup>34</sup> 「自らが保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入させるための行為に係る業務その他の保険募集の業務に密接に関連する業務を含む」とされている(現行の保険業法 294 条の 3 第 1 項)。

<sup>35</sup> 損害保険業等 WG 報告書 4 頁。

損害保険業等 WG 報告書 6 頁において提言されていた内容を踏まえると、内閣府令では、不当なインセンティブにより顧客の利益又は信頼を害するおそれのある取引を特定の上、かかる取引を適切に管理する方針を策定・公表し、不当なインセンティブにより顧客の利益又は信頼を害することを防止するための体制整備をすることが求められることが予想される。

#### (5) 生命保険代理店について

上記の体制整備義務は、いずれも損害保険代理店を対象とするものである。しかし、説明資料 1～2 頁によれば、「生命保険代理店に対しても、政令において上記と同じ措置を規定する予定」、「特に大規模な乗合生命保険代理店に対しても、政令において同じ義務を追加する予定」とされているため、今後公表される政令にも注視が必要である。

#### (6) その他の改正事項

本項目における改正内容は、「特定大規模乗合損害保険代理店」を念頭に置いたものではあるものの、損害保険業等 WG 報告書 5～6 頁においては、「現行の保険業法令上、規模が大きい特定保険募集人に提出が義務付けられている事業報告書の記載項目を拡充するとともに、当局による機動的なリスクベースのモニタリングを行っていくことが適切」と提言されていたこと、また、「『特定大規模乗合保険募集人』でなくとも、保険金関連事業を兼業していれば不当なインセンティブが生じる余地は否定できない」として、「同事業を兼業する全ての保険代理店に対して、監督指針において、不当なインセンティブによる顧客の利益又は信頼を不当に害することの防止が重要であるとの理念を明確化するべき」と提言されていたことを踏まえ、今後公表される監督指針等にも注視が必要である。

## 2. 保険会社に対する体制整備義務の強化

提言の内容	改正保険業法案の内容
<p>保険会社に対して、以下の措置を求める（損害保険業等 WG 報告書 9 頁）。</p> <p>① 保険金等支払管理部門と営業部門とを適切に分離する。</p> <p>② 保険金関連事業を兼業する全ての委託先保険代理店について、不当なインセンティブにより顧客の利益又は信頼を害するおそれのある取引を特定し、それを適切に管理する方針を策定・公表する。</p> <p>③ 「特定大規模乗合保険募集人」へ業務を委託する際、業務委託に関する方針を各保険会社において策定するとともに、「特定大規模乗合保険募集人」の法令等遵守態勢等を検証するための管理責任者を設置する。</p> <p>④ 保険会社から保険募集人への求償権行使（保険業法 283 条 4 項）を一律に義務化することはしないものの、監督指針等において、求償権行使に関する考え方を整理し、全保険募集人に対する求償権の行使状況（行使の有無の判断理由を含む。）<sup>36</sup>についての把握・</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険会社、外国保険会社等及び保険持株会社に対して、兼業特定保険募集人（改正保険業法案 100 条の 2 の 2 第 2 項）が行う取引により保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、当該保険関連業務の実施状況を適切に監視するための体制整備を講ずべき義務が課される（改正保険業法案 100 条の 2 の 2、193 条の 2、271 条の 21 の 3）。</li> </ul>

<sup>36</sup> 「直近 5 年間に、損保大手 4 社が、理由を問わず顧客に賠償を行った合計金額のうち、保険会社が保険代理店の故意又は過失を含む何等かの理由により賠償を行った実績を調べたところ、約 25%（金額ベース）の割合で求償が行われていることが確認された。」と

<p>管理を求める。 また、業界における求償権行使の考え方を示したガイドラインの策定も含めて、保険会社の適切な管理・指導等により、保険募集人による違法又は不適切な保険募集を抑止していく必要がある。</p>	
--	--

兼業特定保険募集人の定義は前記 1 のとおりであるが、改正保険業法案 102 条の 2 の 2 第 1 項は、兼業特定保険募集人が行う保険関連業務に係る取引に伴い、保険会社から委託を受けた業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、保険会社に対して、当該保険関連業務に関する情報を適正に管理し、かつ当該保険関連業務の実施状況を適切に監視するための体制整備その他必要な措置を講じることを求めている。説明資料 2 頁によれば、具体的には、「兼業に係る体制整備を講じているかを確認し疑義がある兼業代理店に対する支払査定に厳格化、保険金支払管理部門と営業部門との適切な分離」が内閣府令において規定される予定である。

一方、改正保険業法案には表れていないものの、損害保険業等 WG 報告書 9 頁で提言されていた、保険金関連事業を兼業する全ての委託先保険代理店について、不当なインセンティブにより顧客の利益又は信頼を害するおそれのある取引を特定し、それを適切に管理する方針を策定・公表すること、「特定大規模乗合損害保険代理店」へ業務を委託する際の業務委託に関する方針を策定することや、「特定大規模乗合損害保険代理店」の法令等遵守態勢等を検証するための管理責任者の設置、全保険募集人に対する求償権の行使状況(行使の有無の判断理由を含む。)についての把握・管理に関しては、今後、内閣府令や監督指針等により明確化されていくことが予想される。

なお、上記体制整備は、保険会社だけでなく、外国保険会社等や保険持株会社についても規定されていることには留意を要する(改正保険業法案 193 条の 2、271 条の 21 の 3)。とりわけ保険持株会社については、その子会社である保険会社を所属保険会社等とする兼業特定保険募集人の行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、子会社である保険会社と連携してどのような情報管理及び監視体制を整備することが求められるか、注視する必要がある。

### III. 健全な競争環境の実現

損害保険業等 WG 報告書には、今般の保険料調整行為事案の背景として、以下の点が指摘されていた(損害保険業等 WG 報告書 11 頁)。

- ・「企業向け保険市場においては、保険商品の内容や保険料の水準でなく、保険契約者等への便宜供与の実績等の保険以外の要素が契約のシェア等に影響を及ぼしており、営業担当者の適正な競争に対する意欲がそがれ、公正な競争が阻害されていた。」
- ・「近年、自然災害の頻発・激甚化の影響を受け、損害保険会社における火災保険の赤字が継続しているが、このようなリスクの変化に応じた適切な保険料の設定に対して、売上(トップライン)の減少を懸念する営業上のプレッシャーが影響し得る社内環境があった。」
- ・「企業向け保険市場においては、顧客である企業のグループに属するいわゆる「企業内代理店」が極めて多くの保険契約を取り扱っていると見受けられるところ、その立場の不明確さや、企業内代理店に支払われる手数料が保険料の実質的な割引になっているおそれがあることなど、その構造上の問題点が指摘される中で、他の保険代理店との公正な競争がなされていなかった。」

以下では、上記を踏まえて損害保険業等 WG 報告書において提言された内容及び改正保険業法案の内容を比較しつ

---

のことである(損害保険業等 WG 第 2 回事務局説明資料([https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo\\_wg/siryou/20241016/1.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/siryou/20241016/1.pdf))23 頁参照)。

つ、改正保険業法案の概要を解説する(以下の表における下線部分は、損害保険業等 WG 報告書において提言された内容のうち、改正保険業法案により対応されている事項である。)

## 1. 保険会社による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止

提言の内容	改正保険業法案の内容
<p>①<u>特別の利益の提供として禁止される行為に、過度な便宜供与(物品の購入、役務の提供等)を新たに加える</u>(損害保険業等 WG 報告書 15 頁)。</p> <p>一方で、公正な取引や合理的な商慣行等と考えられる行為まで禁止されてしまうことのないよう、どのような便宜供与が禁止対象に該当するのかについて、今後、監督指針等において可能な限り明確化が図られる必要がある(損害保険業等 WG 報告書 16 頁)。</p> <p>②<u>特別の利益の受け手の対象に、保険契約者又は被保険者のグループ企業を追加する</u>(損害保険業等 WG 報告書 15 頁)。</p>	<p>● 保険契約の締結等に関する禁止行為に関して、その対象者及び対象となる行為について、以下の項目が追加される(改正保険業法案 300 条 1 項 5 号)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる行為: 物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないものの提供等</li> <li>対象者: 保険契約者・被保険者と内閣府令で定める密接な関係を有する者</li> </ul>

特別の利益の提供の禁止は、現行の保険業法上、「保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関して」、「保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為」が対象とされている<sup>37</sup>(保険業法 300 条 1 項柱書、同項 5 号)。これらは、保険会社が保険契約者等に対して各種のサービスや物品を提供する行為等を念頭に置いた規定であったが、保険契約者の「グループ企業」のサービスの利用や物品の購入、役務の提供(出向等を含む。)等の「便宜供与」の実績が保険契約の締結に重要な影響を及ぼしていることが明らかになった(損害保険業等 WG 報告書 15 頁)。

そこで、改正保険業法案は、特別の利益の提供の禁止に係る対象者として「保険契約者又は被保険者と内閣府令で定める密接な関係を有する者」を追加し、説明資料 3 頁によれば、グループ企業等を内閣府令において規定することが予定されている。

また、保険会社によるこれらの対象者に対する、「物品の購入、役務の提供その他の取引であって取引上の社会通念に照らし相当であると認められないもの」の提供を約し、又は提供する行為も、禁止行為の対象に追加されているが、損害保険業等 WG 報告書 15 頁によれば、どのような便宜供与が禁止対象に該当するのかを監督指針等において可能な限り明確化される必要があると提言されていたため、今後公表される監督指針等にも注視が必要である。

なお、説明資料 3 頁によれば、上記とは別に、有識者会議報告書 8 頁で提言されていた保険代理店に対する過度な便宜供与の禁止についても、別途、監督指針の改正にて対応予定とされているため、こちらについても引き続き動向を注視する必要がある。

<sup>37</sup> 現行の保険業法施行規則 234 条 1 項 1 号において、特別の利益の提供主体については、「何らの名義によってするかを問わず」と規定されており、潜脱行為の防止が図られているが、特別の利益の受け手については、「現状の規定では規制の対象が必ずしも明確になっていないとの指摘」があった。

(損害保険業等 WG 第 3 回事務局説明資料([https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo\\_wg/siryoku/20241030/1.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/siryoku/20241030/1.pdf)) 25 頁注 2 参照)

## 2. 保険仲立人の不祥事件に関する届出義務の新設

提言の内容	改正保険業法案の内容
保険仲立人が不祥事件を起こした場合、当局にその旨を届け出る義務を課す(損害保険業等 WG 報告書 15 頁)。	● 保険仲立人に関する変更等の届出義務の対象につき、内閣府令で定めるときを追加(改正保険業法案 290 条 1 項 8 号)。

保険仲立人に関する損害保険業等 WG 報告書の提言の多くは、政令・内閣府令や監督指針によって対応されるものと考えられ、説明資料 1 頁においても、政令において、保険仲立人の供託金の最低金額の引下げを行う予定であることも明らかにされている。

改正保険業法案には、保険仲立人に関する不祥事件の届出義務を追加するための規定が設けられるに留まっているが、改正保険業法案では、「その他内閣府令で定めるとき」に、「内閣府令で定める者」が遅滞なく届出を行うべきことが規定されているため(改正保険業法案 290 条 1 項 8 号)、今後公表される内閣府令にも注視が必要である。

## IV. 今後の改正スケジュール

以上のとおり、改正保険業法案は、損害保険業等 WG 報告書における提言内容のうち、法律改正が必要と考えられる事項を盛り込んだものとなっている。しかし、改正保険業法案により対応された内容は、損害保険業等 WG 報告書における提言内容のうちの骨格的な部分に過ぎず、その細目の多くは政令・内閣府令や監督指針に委ねられている。改正保険業法案の施行日は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日とされていることからすると(附則 1 条)、改正保険業法案の成立後速やかに、政令・内閣府令及び監督指針のパブリックコメントの募集が開始されることが見込まれる。

なお、損害保険業等 WG 報告書における提言の中には「法令の改正ではなく、監督指針や業界ガイドラインの改正、業界や関係者の自主的な取り組みでの対応が求められるものも含まれており、こうした施策については、今後、各主体における早急な対応を期待する。」(損害保険業等 WG 報告書 24 頁)とされていた。乗合代理店による比較推奨販売に関する販売方法の見直しなど、法律改正を経ずに内閣府令や監督指針により対応すると思われる事項もあるが、未だ公表されていない。改正保険業法案が上記のとおり 1 年以内施行の法案であることを踏まえると、これらの事項についても、改正保険業法案が成立した後に進められる政令・内閣府令・監督指針の改正作業と軌を一にして改正が進められていく可能性があるが、改正スケジュールは未公表である。そのため、政令・内閣府令や監督指針、協会ガイドラインの改正の動向を注視する必要がある。

以上

---

---

■ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

■ 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。

弁護士 村井 恵悟 ([keigo.murai@amt-law.com](mailto:keigo.murai@amt-law.com))

弁護士 津江 紘輝 ([hiroki.tsue@amt-law.com](mailto:hiroki.tsue@amt-law.com))

弁護士 高野 聖也 ([seiya.takano@amt-law.com](mailto:seiya.takano@amt-law.com))

監修者： 弁護士 出張 智己 ([tomoki.debari@amt-law.com](mailto:tomoki.debari@amt-law.com))

          弁護士 福田 直邦 ([naokuni.fukuda@amt-law.com](mailto:naokuni.fukuda@amt-law.com))

■ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

■ ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。